

## 規定審議会・決議審議会に関する規定

国際ロータリ一定款

第10条 規定審議会…………… P1

国際ロータリー細則(7条～9条)

第7条 規定審議会…………… P2

第8条 決議審議会…………… P4

第9条 規定審議会と決議審議会の議員…………… P6

第14条 郵便投票の書式…………… P14

ロータリー章典 2016. Sep (59. 010. ～59. 100.) 規定審議会…………… P15

(本書は 2016 年 9 月 30 日に作成)

### 2016年規定審議会の結果後の新しいRI定款

#### 第10条 規定審議会

第1節 — 目的。規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

第2節 — 時期および場所。規定審議会は3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については理事会がこれを決定する。ただし、理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする。

第3節 — 手続。審議会は、正規の手続によって提出されたすべての立法案の審議および決定に当たるものとし、その決定は、RI細則の規定通りにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

第4節 — 議員。審議会の議員については細則の規定による。

第5節 — 立法案を採択するための臨時会合。理事会は、全理事の90パーセントの投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければならないような非常事態が存在する、との判断を下すことができる。理事会は、このような会合の時と場所を定め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、臨時会合が招集された目的である非常事態に関する理事会提出の立法案のみを審議、決定することができる。このような会合で審議される立法案は、RI組織規定の各所で明記されている提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続を守るものとする。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第3節に規定するようにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

=====

## 2016年規定審議会の結果後の新しいRI細則

### 第7条 規定審議会

7.010. 立法案の種類

7.020. 立法案の提出者

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

7.035. 制定案と見解表明案の締切日

7.037. 正規の手続で提出された立法案、欠陥のある立法案

7.040. 立法案の審査

7.050. 理事会での立法案の審査

7.060. 非常事態における立法案の審議

#### 7.010. 立法案の種類

規定審議会で審議される立法案は、制定案と見解表明案に限るものとする。組織規定を改正しようとする提案は、制定案と称する。RIの立場を表明しようとする提案は、見解表明案と称するものとする。

#### 7.020. 立法案の提出者

制定案は、クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、規定審議会、および理事会が提案できる。見解表明案は理事会のみが提案できる。理事会は、管理委員会の事前の承諾なしには、ロータリー財団に関する立法案を提出しないものとする。

#### 7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

クラブの制定案は必ず地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会において、地区内のクラブの承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第14.040.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される制定案には、地区大会や地区立法案検討会やRIBI地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。いかなる地区も、1回の規定審議会につき5件より多くの制定案を提案もしくは承認すべきではない。

#### 7.035. 制定案と見解表明案の締切日

制定案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の12月31日までに、RI事務総長に提出されなければならない。理事会は、緊要性があると判断した制定案を、規定審議会の開かれるロータリー年度の12月31日までに、事務総長に提案、提出することができる。理事会の提出する見解表明案については、規定審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

#### 7.037. 正規の手続で提出された制定案、欠陥のある制定案

#### 7.037.1. 正規の手続で提出された制定案

次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した制定案と見なされる。

- (a) それぞれ、細則第7.035.節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。
- (b) 立法案の提案者に関する細則の第7.020.節の規定に合致していること。
- (c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第7.030.節の規定を満たしていること。
- (d) 提案者は、立法案が検討を求める課題あるいは問題を明記し、その立法案がどのようにその課題あるいは問題に対処または解決するかを説明する趣旨および効果に関する声明文を、300語以内で提出すること。

#### 7.037.2. 欠陥のある制定案

次の場合、制定案は欠陥があると見なされる。

- (a) 二つ以上の異なる意味に解釈できる場合。
- (b) 組織規定の関係箇所をすべて改正していない場合。 15
- (c) その採択が法令に反する場合。
- (d) RI細則またはRI定款に抵触するような形で標準ロータリークラブ定款を改正する場合、またはRI定款に抵触するような形でRI細則を改正する場合。
- (e) 管理または施行が不可能な場合。

#### 7.037.3 欠陥のある見解表明案

見解表明の形式をとっているが、RIの見解案を言明していない場合、見解表明案は欠陥があると見なされる。

### 7.040. 立法案の審査

定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、規定審議会に回付する。また、以下を行うことができる。

- 7.040.1. 理事会に代わって、欠陥のある立法案を訂正するために適切な修正を提案者に提言する。
- 7.040.2. 理事会に代わって、実質的には同種の立法案の提出者に、その提案に代わる折衷案を提言する。
- 7.040.3. 提案者たちが折衷案に同意しない場合、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を事務総長から審議会に回付するよう理事会に提言する。
- 7.040.4. 正規の手続きで提出された立法案であるか否か、欠陥のある立法案であるか否かを理事会に提言する。
- 7.040.5. 委員会が欠陥のある立法案であると決定した場合、事務総長が規定審議会に回付しないよう理事会に提言する。
- 7.040.6. 第9.140.2.項に定義される他の任務を遂行する。

### 7.050. 理事会での立法案の審査

理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての立法案本文を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言するものとする。

#### 7.050.1. 同種の立法案

実質的に同種の立法案が提出されている場合、理事会(理事会に代わって定款細則委員会)は、提案者たちに折衷案を提言できる。提案者たちが折衷案に同意しない場合、理事会は、定款細則委員会の助言に基づき、事務総長に対し、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を規定審議会に回付するよう指示できる。このような折衷案および代案となる立法案は、そのようなものとして別個に指定され、所定の締切日に拘束されないものとする。

### 第8条 決議審議会

#### 8.010. 決議審議会の会合

#### 8.020. 決議案

#### 8.030. 決議案の提出者

#### 8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認

#### 8.050. 決議案の締切日

#### 8.060. 正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案

#### 8.070. 決議案の審査

#### 8.080. 理事会での決議案の審査

#### 8.010. 決議審議会の会合

決議審議会は、毎年開催されるものとする。決議審議会は電子的コミュニケーションを通じて招集されるものとする。

#### 8.020. 決議案

決議審議会の意見の表明である案件は、決議案と称するものとする。

#### 8.030. 決議案の提出者

決議は、クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、および理事会が提案できる。

#### 8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認

クラブの決議案は必ず地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI地区審議会において、地区内のクラブの承認を受けなければならない。事務総長に送達される決議案には、地区大会や地区立法案検討会やRIBI地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。

#### 8.050. 決議案の締切日

決議案は、その案件が審議される決議審議会の開催年度の前年度6月30日までに、事務総長に書面で提出されなければならない。理事会の提出する決議案については、決議審

議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

#### **8.060. 正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案**

##### **8.060.1 正規の手続で提出された決議案**

次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した決議案と見なされる。

- (a) それぞれ、細則第8.050.節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。
- (b) 決議案の提案者に関する細則の第8.030.節の規定に合致していること。
- (c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第8.040.節の規定を満たしていること。

##### **8.060.2 欠陥のある決議案**

次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

- (a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合。
- (b) RIのプログラムの範囲内でない場合。

#### **8.070. 決議案の審査**

定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての決議案を点検し、決議審議会に回付するものとする。また、以下に関する判断を理事会に推奨できる。

##### **8.070.1. 正規の手続で提出された決議案か否か、および**

**8.070.2. 委員会が欠陥があると決定した決議案を、事務総長が決議審議会に回付しないか否か。**

#### **8.080. 理事会での決議案の審査**

理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての決議案本文を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告するものとする。

##### **8.080.1 審議会に回付されない決議案**

定款細則委員会の助言に基づき、決議案が正規の手続きで提出されていない、または欠陥があると理事会が決定した場合、理事会はその決議案を審議のため審議会に回付しない旨指示するものとする。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。

##### **8.080.2 審議会における決議案の審議**

決議審議会は、正規の手続で提案された決議案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

##### **8.080.3 決議案の採択**

決議案は、決議審議会にて投票する代表議員の少なくとも過半数の賛成票で、採択することができる。

## 第9条 規定審議会と決議審議会の議員

### 9.010. 規定審議会と決議審議会の議員

#### 9.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

#### 9.030. 審議会地区代表議員の任務

#### 9.040. 代表議員の任期

#### 9.050. 役員とその任務

#### 9.060. 指名委員会手続による代表議員の選出

#### 9.070. 地区大会における代表議員の選挙

#### 9.080. 郵便投票による代表議員の選挙

#### 9.090. 通知

#### 9.100. 信任状委員会

#### 9.110. 特別議員

#### 9.120. 審議会の定足数

#### 9.130. 審議会手続

#### 9.140. 審議会運営委員会：定款細則委員会の任務

#### 9.150. 審議会の決定

#### 9.160. 開催地の選定

#### 9.170. 審議会の臨時会合

#### 9.180. 暫定規定

### 9.010. 規定審議会と決議審議会の議員

規定審議会と決議審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。

#### 9.010.1. 代表議員

第9.060.節、第9.070.節、および第9.080.節の規定により、地区ごとに1名の代表議員が地区内クラブから選挙されるものとする。各無地区クラブは、それぞれ、クラブにとって都合のよい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。

#### 9.010.2. 議長、副議長、議事運営手続の専門家

審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が審議会の直前年度に選出し、3年間または後任者が選出されるまで任務を務めるものとする。議長および副議長は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

#### 9.010.3. 定款細則委員会

RI定款細則委員会の委員は、審議会の投票権を有しない議員で、審議会運営委員を務める。同委員会は、第9.140.1.項と第9.140.2.項に規定する任務と責務を負うものとする。

#### 9.010.4. 会長、会長エレクト、理事、および事務総長

会長、会長エレクト、他の理事会のメンバー、および事務総長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

#### 9.010.5. 元会長

すべての元RI会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

#### 9.010.6. 管理委員

管理委員会の選んだロータリー財団管理委員1名は審議会の投票権を有しない議員とする。

#### 9.010.7. 特別議員

会長が任命した場合、3名まで規定審議会の投票権を有しない特別議員とすることができる。この特別議員は、後段の第9.110.節に規定する任務と責務を負い、審議会議長の指示の下にその任務を遂行するものとする。

### 9.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

#### 9.020.1. クラブ会員

審議会の議員は、いずれも、クラブの会員でなければならない。

#### 9.020.2. 元役員

各代表議員は、選挙時に、RI役員として全期務めたことがある者でなければならない。しかし、元役員が地区内で得られないということを当該ガバナーが証明し、RI会長の同意が得られたときは、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナーエレクトを選んでも差し支えない。

#### 9.020.3. 資格要件

審議会の代表議員となる資格を得るには、代表議員としての資格についてよく知っていなければならない。代表議員の資格要件、任務、責任を理解していることを記した署名入りの声明書を事務総長に提出しなければならない。また、代表議員は、この任務と責務を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意思、および能力を持ち備え、規定審議会にその会期全体を通じて出席し、決議審議会に積極的に参加しなければならない。

#### 9.020.4. 被選資格がない

審議会の投票権を有しない議員、または、RIもしくは地区またはクラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員となることができない。

### 9.030. 審議会地区代表議員の任務

代表議員は、次の任務を有するものとする。

- (a) クラブが立法案を提出する場合、その作成を援助すること。
- (b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案と決議案を討議すること。
- (c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
- (d) 審議会に提出された立法案と決議案のすべてに批判的検討を加え、審議会に、それらの見解を的確に伝えること。

- (e) RIの公正な立法当務者として行動すること。
- (f) 審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。
- (g) 決議審議会に参加すること。
- (h) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。
- (i) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること。

#### **9.040. 代表議員の任期**

各代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に始まるものとする。各代表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

#### **9.050. 役員とその任務**

審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家 (parliamentarian)、および幹事から成る。

##### **9.050.1. 議長**

議長は、審議会の会議の司会者となり、この細則および会議運営手続規則の関係規定に掲げられている職務、ならびに通常その職責に属する任務を行うものとする。

##### **9.050.2. 副議長**

副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。また、副議長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。

##### **9.050.3. 議事運営手続の専門家**

議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に提言、助言するものとする。

##### **9.050.4. 幹事**

事務総長は、審議会幹事となる。ただし、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命することができる。

#### **9.060. 指名委員会手続による代表議員の選出**

##### **9.060.1. 選出**

代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、規定審議会の開かれる2年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、第14.020.節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

##### **9.060.2. 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合**

指名委員の選出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーを指名委員会に起用するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がない。

##### **9.060.3. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合**



代表議員およびその補欠議員が務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。

## **9.070. 地区大会における代表議員の選挙**

### **9.070.1. 選挙**

地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、またRIBI内の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は規定審議会が開かれる2年前の年度に行うものとする。RIBIにおいては、規定審議会が開かれる年度の2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙されるものとする。

### **9.070.2. 推薦**

地区内のクラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示している者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を代表議員の候補者として推薦できる。クラブは、その推薦を文書で行うものとする。この文書には、クラブ会長と幹事の署名がなけれ

ばならない。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。

### **9.070.3. 代表議員と補欠議員の選出**

過半数の投票を得た候補者を規定審議会と決議審議会の代表議員とする。候補者が2名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たせない場合にのみその任に就くものとする。候補者が2名を上回る場合は、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。この単一移譲式投票方式による投票において1名の候補者が過半数を得た場合、第2位の票数を得た候補者が補欠議員となるものとする。各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる1名の選挙人を指定するものとする。2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。3名以上の候補者がおり単一移譲式投票方式が必要とされる、または用いられる投票において、2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従って候補者に投じられるものとする。

### **9.070.4. 代表議員の候補者が1名のみ**

地区で候補者に指名された者が1名のみであった場合、投票は行わないものとする。ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。ガバナーはまた、地区内クラブの会員である適格なロータリアンを、補欠議員として任命するものとする。

### **9.070.5. クラブから代表議員を推薦**

候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名するものとする。

## **9.080. 郵便投票による代表議員の選挙**

### **9.080.1. 理事会による郵便投票の承認**

事情により必要のある場合、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員または補欠議員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その代表議員候補者を推薦するよう公式の要請書を作成し、その地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送されるようにしなければならない。推薦は、すべて書面により行われ、そのクラブの会長および幹事がこれに署名しなければならない。これらの推薦書はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに届いていなければならない。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙を作らせ、これを各クラブに郵送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この投票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

### **9.080.2. 郵便投票による選挙**

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会代表議員および補欠議員を郵便投票によって選出することができる。郵便投票は、年次地区大会が開かれた月の翌月に、実施されるものとする。この郵便投票は、第9.080.1.項に掲げられている規定に従って実施されるものとする。

### **9.080.3. クラブから代表議員を推薦**

候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名するものとする。

## **9.090. 通知**

### **9.090.1. 代表議員を事務総長に報告**

審議会の代表議員および補欠議員の氏名は、選出後直ちに、ガバナーが事務総長に報告するものとする。

### **9.090.2. 審議会代表議員の氏名の公表**

各審議会招集の少なくとも30日前までに、事務総長は、ガバナーから報告を受けている審議会代表議員の氏名を代表議員に公表しなければならない。

### **9.090.3. 議長、副議長、および議事運営手続の専門家の氏名の公表**

議長、副議長、および議事運営手続の専門家の氏名は、事務総長からすべてのクラブに

公表されるものとする。

#### **9.100. 信任状委員会**

会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、規定審議会の開かれる前に会合するものとする。この委員会は信任状を審査し、その査証をしなければならない。委員会の決定はいかなる場合でも、規定審議会がこれを審査することができる。

#### **9.110. 特別議員**

立法案の公表直後に、規定審議会議長は、直ちに、一定の立法案件を指定して、これを各特別議員に付託するものとする。各特別議員は、割り当てられた立法案件すべてを検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件の採択に対する賛否の意見について規定審議会に情報を提供する用意をしておかなければならない。

#### **9.120. 審議会の定足数**

投票権を有する各審議会の議員の2分の1を定足数とする。投票権を有する各議員は、投票に付せられた各案件につき1票のみを投じる権利を有する。審議会においては、委任状による代理者の投票を認めないものとする。

#### **9.130. 審議会手続**

##### **9.130.1. 会議運営手続規則**

第9.140.節の規定に従って、規定審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用できるものとする。かかる規則は本細則に沿ったものでなければならず、次の規定審議会に変更されるまで有効とされるものとする。各決議審議会は、審議会運営委員会により採択された会議運営手続規則に従って実施されるものとする。

##### **9.130.2. 異議の申し立て**

議長のいかなる裁定にも規定審議会に異議を申し立てることができる。議長の決定を覆すためには規定審議会の過半数の投票が必要とされる。

#### **9.140. 審議会運営委員会、定款細則委員会の任務**

議長および副議長、定款細則委員会をもって構成される審議会運営委員会を設ける。審議会議長は、審議会運営委員会の委員長となる。

##### **9.140.1. 審議会運営委員会の任務**

審議会運営委員会は規定審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を推奨し、決議審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を採択するものとする。また、審議会運営委員会は、委員会または審議会が、立法案またはその修正案の中に欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を規定審議会のために起草、改訂する。審議会運営委員会は、審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、細則と標準クラブ定款の関連個所の修正文案を作成する。さらに、関連個所の修正を明示した規定審議会報告書を作成する。

##### **9.140.2. 定款細則委員会委員の他の任務**

定款細則委員会は、立法案の公表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを承

認するものとする。立法案の公表直後に、審議会議長は、立法案件を定款細則委員会の各委員に割り振るものとする。各定款細則委員は、自分に割り振られた立法案をすべて研究し、立法案の各案件の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠陥について規定審議会に報告する準備をしなければならない。

## 9.150. 審議会の決定

### 9.150.1. 議長の報告

議長は、審議会終了後10日以内に、規定審議会と決議審議会の決定に関する詳細な報告を事務総長に提出しなければならない。

### 9.150.2. 事務総長の報告

事務総長は、各クラブの幹事に対し、規定審議会と決議審議会が採択した立法案または決議のすべてについて、審議会の行った決定に関する報告書を各審議会閉会后2カ月以内に送付するものとする。報告書には、規定審議会の行った決定に対し、反対の意思を表示しようとするクラブのために、その表示に用いる書式を添付しなければならない。

### 9.150.3. 審議会の決定に関する反対

立法案の採択に関する規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの書式は、クラブ会長が証明しなければならず、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長のもとに届くように提出されなければならない。その期日は事務総長の報告の郵送後少なくとも2カ月後とする。事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にするものとする。

### 9.150.4. 審議会の決定の一時保留

立法案に関する審議会決定は、クラブの有効投票の少なくとも5パーセントに相当するクラブが反対の意思表示をした場合、その効力は一時保留されるものとする。

### 9.150.5. 郵便投票によるクラブの投票

承認された立法案の1件または数件が、クラブの反対のために、一時保留とされた場合、事務総長は、その一時保留後、1カ月以内に、投票用紙を作成し、各クラブの幹事に配布するものとする。投票は一時保留とされた立法案について審議会決定に賛成するか否かという質問を提起するものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、審議会閉会に先立つ、直前のクラブ請求書の期日におけるクラブの会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブの投票は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長の許に届くように提出されなければならない。その期日は、投票用紙郵送後少なくとも2カ月後とする。

### 9.150.6. 投票委員会の会合

会長が投票委員会を任命するものとする。投票委員会は、会長の決定する時と場所にお

いて会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。一時保留とされた立法案に関するクラブの投票は、投票用紙を受領した最後の日から2週間以内に投票委員会が集計するものとする。投票委員会は、委員会閉会の後5日以内に事務総長に投票結果を証明するものとする。

#### 9.150.7. 投票結果

クラブが投じうる投票数の過半数が規定審議会の決定に反対した場合、このような立法案件に関する審議会決定は一時保留の日より無効とされる。しかし、その他の場合については、一時保留とされた決定は、一時保留がなかったものとして復活するものとする。

#### 9.150.8. 審議会決定の発効日

各立法案について規定審議会または決議審議会の行った決定は本細則第9.150.4.項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り、審議会閉会直後の7月1日にその効力を生じるものとする。

### 9.160. 開催地の選定

RI定款第10条第2節の規定に従って、規定審議会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないよう、あらゆる努力を払わなければならない。

### 9.170. 審議会の臨時会合

#### 9.170.1. 通知

規定審議会の臨時会合はRI定款第10条第5節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の60日前までにガバナーに郵送されるものとする。ガバナーは、直ちに地区内クラブに知らせた上、地区の代表者として審議会に派遣するロータリアンの氏名をできるだけ早く事務総長に報告するものとする。

#### 9.170.2. 制定案の採択

規定審議会の臨時会合で制定案を採択するには、出席し、投票した人の3分の2の賛成投票が必要とされるものとする。

#### 9.170.3. 手続

通常の規定審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。ただし、次の二つは例外とされる。

##### 9.170.3.1. 決定の報告

第9.150.2.項に規定される決定の報告は、臨時会合終了後15日以内に、各クラブに送付するものとする。

##### 9.170.3.2. 決定に対する反対の意思表示

クラブが規定審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送付されてから、2カ月以内にその意思表示をしなければならない。

#### 9.170.4. 決定の発効日

クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場

合、規定審議会の臨時会合の決定は、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してから2カ月後に効力を発するものとする。クラブの所定数が反対の意思表示をした場合、その決定は、第9.150.節の規定にできる限り沿って、郵便投票にかけられるものとする。

#### **9.180. 暫定規定**

暫定規定は、適用できなくなった時点で無効となるものとする。

---

#### **14.040. 郵便投票の書式**

ガバナーは、各クラブに一枚の投票用紙を準備するものとする。投票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者がいる場合はその候補者名を記す。次にクラブからガバナーが受け取った候補者の氏名をアルファベット順に列記する。候補者が3名以上ある場合、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。ガバナーは、その際、投票委員会の全委員が署名した投票用紙にクラブの投票を記入した上、ガバナーのもとに届くよう返送する必要がある旨の指示を添付して各クラブに対して1部郵送するものとする。投票用紙は、ガバナーの定める期限までに返送しなければならない。その期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から15日以上30日以内の間に定めるものとする。

##### **14.040.1. クラブの投票**

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有するものとする。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブが2票以上を投じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が証し、所定の封筒に入れて封印した上で、ガバナーに送付するものとする。

##### **14.040.2. 投票委員会**

ガバナーが、投票集計の場所、期日、時間を決定、発表し、投票委員会を任命するものとする。委員会は3人の委員によって構成され、投票場の手配をし、その他、投票用紙の有効性の有無と集計の責任を負う。投票用紙の有効性の確認は、投票用紙の集計とは別個に行うものとする。投票委員会は、投票用紙の守秘等、必要とされる他の手配をする。また、候補者またはその代理人が、投票の集計に立ち合えるよう手配するものとする。各クラブからの票が入った封筒された封筒はすべて、候補者あるいはその代理人の立会いのもとに、開封されるものとする。

##### **14.040.3. 過半数または同数の投票**

過半数の票を得た候補者が、その地区のガバナー・ミニーと宣言されるものとする。選挙で、2人の候補者がそれぞれ50パーセントの票を獲得し、そのうちの1人が指名委員会のノ

ミニである場合、指名委員会のノミニがガバナーノミニとして発表されるものとする。かかる2人の候補者のいずれも指名委員会のノミニでない場合、ガバナーが2人のうちいずれか一方をガバナーノミニとして選出するものとする。

#### 14.040.4. 投票委員会の報告

投票委員会は、候補者の1人が過半数の票を獲得したら、直ちに、開票結果をガバナーに報告するものとする。報告書には、各候補者の得票数も記載するものとする。ガバナーは開票結果を各候補者に速やかに連絡するものとする。投票委員会は、ガバナーから候補者に開票結果が告げられてから15日間、投じられた票すべてを保管するものとする。その間、クラブ代表者がいつでも点検できるようにするものとする。その後、同委員会の委員長が、この投票用紙を破棄するものとする。

---

---

### ロータリー章典(2016年1月)

#### Article 59. Council On Legislation 規定審議会

##### 59.010. Guidelines and Site Selection 指針および開催地の選定

##### 59.020. Proposed Legislation 立法案

##### 59.030. Participants 参加者

##### 59.040. District Representatives 地区代表議員

##### 59.050. Credentials Committee 信任状委員会

##### 59.055. Sergeants-at-Arms 会場監督

##### 59.060. Proceedings and Functions 議事および機能

##### 59.070. Finances 財務

##### 59.080. Support Staff 支援担当職員

##### 59.090. Responsibilities of the General Secretary 事務総長の責務

##### 59.100. Post-Council Activities 審議会後の活動

#### 59.010. Guidelines and Site Selection 指針および開催地の選定

##### 59.010.1. Manual for the Council on Legislation 規定審議会の要覧

The Board shall approve and revise from time to time a manual for the Council on Legislation.

理事会は、規定審議会の要覧を時折承認および改訂するものとする。

The general secretary is authorized to revise the *Manual for the Council on Legislation* as needed, provided that all proposed changes are distributed to the Board for review one month before they take effect, and that any proposed changes objected to by a director shall be reviewed by the Board at its next meeting. (*January*

*2013 Mtg., Bd. Dec. 140)*

事務総長は必要に応じ、規定審議会手引きを改訂をすることができる。その際、改訂開始一ヶ月前までに提案する変更事項を理事会に提出し、審査を受ける必要がある。提案する変更事項が却下された場合は、次の議会で再審査を受ける必要がある(2013 年1 月理事会会合、決定140 号)。

Source: November 1987 Mtg., Bd. Dec. 76; October 2012 Mtg., Bd. Dec. 106; January 2013 Mtg., Bd. Dec. 140

#### **59.010.2. Hotel Facilities at Council 審議会のホテル施設**

Arrangements shall be made for a single hotel adequate to house all participants.

Meeting and dining facilities should be located in the same accommodations. (*May 2003 Mtg., Bd. Dec. 325*)

すべての参加者を収容するに十分な一軒のホテルが手配されるものとする。会議場と食事の施設が同じ宿泊施設内にあるべきである(2003 年5 月理事会会合、決定325 号)。

Source: February 1984 Mtg., Bd. Dec. 210; *Amended by* May 2003 Mtg., Bd. Dec. 325

#### **59.010.3. Date and Time of Council on Legislation 規定審議会の日時**

The Board shall determine the specific date and time of the meeting based upon various factors, including the dates of the annual convention, major holidays and the availability of appropriate venues. (*February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221*)

理事会は、年次国際大会の日程、主な祝日、適切な会場の空き状況を含むさまざまな要素に基づいて、会合の具体的な日時を決定するものとする(2003 年2 月理事会会合、決定221 号)。

Source: February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221

#### **59.010.4. Site Selection 開催地の選定**

The general secretary shall seek to complete the entire process of site visits, site selection, and contract negotiation during the first year of the three-year Council cycle. The venue should be contracted a minimum of 12 months prior to the commencement of the Council. (*February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221*)

事務総長は、3 年の審議会サイクルの1年目に、現地視察、開催地選定、および契約交渉のすべての手続を完了するよう努めるものとする。会場は、審議会開始の少なくとも12 カ月前に契約すべきである(2003 年2 月理事会会合、決定221 号)。

Source: February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221

#### **59.010.5. Council Information on RI Website**

ウェブサイトに掲載される審議会情報

The names and districts of all Council representatives shall be placed on the RI website. In addition, the general secretary shall place Council instructional materials on the RI website as appropriate. (*November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201*)

ウェブサイトに掲載されるものとする。さらに、事務総長は適宜、審議会に関する情報資料をRI ウェブサイトに掲載するものとする(1999 年11 月理事会会合、決定201 号)。



## **59.020. Proposed Legislation 立法案**

### **59.020.1. Publishing Proposed Legislation 立法案の出版**

English shall be the official language of the Council and all enactments and resolutions as proposed and adopted shall be as written in the English language. The general secretary shall print a booklet of proposed legislation in English. As feasible, legislation deemed regular shall be published in English, French, Japanese, Korean, Portuguese, and Spanish, as shall be those non-legislative publications distributed prior to the Council.

英語を審議会の公式言語とし、提案され採択された決議案と制定案は英語で記載されるものとする。事務総長は、立法案集を英語にて印刷するものとする。審議会に先立って配布される立法案以外の出版物と同様、正規とみなされる立法案については、可能な限り、英語、フランス語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語で発行するものとする。

In preparing the booklet of proposed legislation for consideration at the Council, the general secretary shall include reference to the month and year in which action was taken to propose such legislation.

審議会での審議のために立法案集を準備するにあたり、事務総長は、その立法案の提案が決議された年と月を参考として付記するものとする。

The booklet should contain all duly proposed legislation except legislation that has been deemed defective, and that the Board has directed not be transmitted to the Council in accordance with RI Bylaws sections 7.037. and 7.050.

立法案集には、欠陥があると思われる制定案およびRI のプログラムの枠内ではないとみなされ、理事会がRI 細則7.037.節および7.050 節に準じて審議会へ回付しないことを指示した決議案を除き、正規の手続きで提出された立法案がすべて含まれるべきである。

The financial impact, if any, of all legislation shall be contained in the booklet along with the purpose and effect statement. (*June 2009 Mtg., Bd. Dec. 217*)

すべての立法案について財政的な影響がある場合、立法案集の趣旨および効果に関する声明の一部としてこれが含まれるものとする(2009 年1 月理事会会合、決定217 号)。

Source: January 1941 Mtg., Bd. Dec. 101; June 1958 Mtg., Bd. Dec. 38; *Amended by* February 1999 Mtg., Bd. Dec. 203; August 2000 Mtg., Bd. Dec. 50; November 2002 Mtg., Bd. Dec. 112; November 2004 Mtg., Bd. Dec. 58; November 2005 Mtg., Bd. Dec. 67; June 2007 Mtg., Bd. Dec. 226; June 2009 Mtg., Bd. Dec. 217

### **59.020.2. District Endorsed or Proposed Legislation**

地区が承認または提案する立法案

All districts should forward to the general secretary all legislation proposed or endorsed at a district conference or district resolutions meeting within 45 days of the

conclusion of the conference. Districts should also forward to the general secretary all legislation submitted through a ballot-by-mail within 45 days of the date fixed by the governor for receipt of the ballots.

すべての地区は、地区大会終了後または決議会合45 日以内に、地区大会で提案または承認されたすべての立法案を事務総長に送付するものとする。地区はまた、ガバナーが定めた投票用紙の受理期日から45 日以内に、郵便投票を通じて提出されるすべての立法案を事務総長に送付するものとする。

Clubs without a district may submit proposed legislation for endorsement to the district that would represent the club as provided in RI Bylaws section 8.010.1. (*June 2013 Mtg., Bd. Dec. 196*)

RI 細則第8.010.1.項に規定されている通り、無地区クラブは、クラブを代表する地区に立法案を提出し、承認を受けることができる(2013 年6 月理事会会合、決定196 号)。

Source: February 2006 Mtg., Bd. Dec. 144; June 2008 Mtg., Bd. Dec. 236; *Amended by* June 2013 Mtg., Bd. Dec. 196

### **59.020.3. District Committee to Prepare and Review Legislation**

立法案の準備と検討のための地区委員会

Governors are encouraged, in preparation for the next Council on Legislation, to appoint a small committee of Rotarians, preferably with past Council experience, to prepare and review legislation originating in the district and to assist and inform Rotarians about such legislation. The district representative to the next Council should be appointed a member of the committee as soon as elected. (*November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201*)

次回の規定審議会の準備にあたり、地区内で作成される立法案の準備と検討のため、またかかる立法案についてロータリアンを援助し、通知するために、できれば審議会の経験を持つロータリアンから成る小委員会を任命するよう、ガバナーに奨励されている。次回審議会の地区代表議員は、選出され次第すぐに小委員会委員として任命されるべきである(1999 年11 月理事会会合、決定201 号)。

Source: March 1997 Mtg., Bd. Dec. 220. *Amended by* November 1999 Mtg., Bd. Dec 201

### **59.020.4. Club Review of Proposed Legislation**

クラブによる立法案の審査

As part of the legislative process of RI, clubs are free to contact other clubs to discuss proposed legislation. (*June 1998 Mtg., Bd. Dec. 348*)

RI の\_\_\_\_\_立法手続の一部として、クラブは、立法案について話し合うために自由に他のクラブと連絡を取ることができる(1998 年6 月理事会会合、決定348 号)。

Source: May-June 1976 Mtg., Bd. Dec. 238

### **59.020.5. Financial Impact Statement**

## 財政的影響

The general secretary shall prepare a financial impact statement for all proposals that, in the opinion of the general secretary, have a significant financial impact if the proposed legislation is adopted. In drafting financial impact statements, the general secretary should consult with the Constitution and Bylaws Committee, including attending the Committee's meetings as appropriate, to ensure that financial impact statements are written with a complete understanding of the proposed legislation.

*(November 2005 Mtg., Bd. Dec. 67)*

事務総長は、立法案が採択された場合に相当な財政的影響を与えると事務総長が考えるすべての案件について、財政的影響に関する説明文を準備するものとする。「財政的影響」に関する説明文を作成するにあたり、事務総長は、「財政的影響」が立法案の完全な理解に基づいて起草されるよう確認するため、定款細則委員会の会合に適宜出席することを含め、同委員会と相談すべきである(2005年11月理事会会合、決定67号)。

Source: March 1993 Mtg., Bd. Dec. 148; June 1996 Mtg., Bd. Dec. 280; February 1999 Mtg., Bd. Dec. 202.

*Amended by* November 1999 Mtg., Bd. Dec 201; November 2005 Mtg., Bd. Dec. 67

### **59.020.6. Impact of Legislation on RI Strategic Plan**

#### 戦略計画に関する法律の影響

The Strategic Planning Committee should review any relevant proposed resolutions and enactments and advise the Board as to whether such resolutions and enactments could impact the RI Strategic Plan. The Board should advise the Council regarding the possible impact of proposed resolutions and enactments on the RI Strategic Plan.

*(May 2011 Mtg., Bd. Dec. 188)*

戦略計画委員会は、関連する決議案と制定を検討し、それらの決定と制定がRI長期計画に影響を与える可能性があるかどうかについて理事会に助言を行う。理事会は、RI長期計画に関する決議案や制定の影響に関して協議会に助言する。(2011年5月理事会会合、決定188号)

Source: May 2011 Mtg., Bd. Dec. 188

### **59.020.7. Board Consideration of Proposed Legislation from a Previous Council**

#### 前審議会からの立法案の理事会による審議

With respect to proposed legislation offered by the Board at the instruction of a previous Council, the Board shall take steps to make clear that it is offering such proposed legislation in compliance with such instruction. *(November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201)*

前審議会の指示により理事会が提出する立法案に関して、理事会は、このような指示に従ってかかる立法案を提出していることを明確にするための措置をとるものとする(1999年11月理事会会合、決定201号)。

Source: January 1969 Mtg., Bd. Dec. 85. *Amended by* February 1999 Mtg., Bd. Dec. 205; November 1999 Mtg.,

Bd. Dec 201.

#### **59.020.8. Board Consideration of Proposed Legislation from a RI Committee**

RI 委員会からの立法案の理事会による審議

Where applicable, the Board may choose to indicate that a proposal originated with a RI committee.

該当する場合、理事会は、案件がRI 委員会より起案されたものであることを表示するよう選択することができる。

For the purposes of 59.020.7 and 59.020.8., the Board may choose to have the legislation presented by a member of the Constitution and Bylaws Committee, or a current or former member of a committee involved in drafting the legislation.

*(November 1999 Mtg., Bd Dec. 201)*

第59.020.7.項および第59.020.8.項の趣旨の下、理事会は、定款細則委員会の委員あるいは法案の起案に関与した委員会の現職または元の委員に立法案を提出してもらうよう選択することができる(1999 年 11 月理事会会合、決定 201 号)。

Source: February 1999 Mtg., Bd. Dec. 205; *Amended by* November 1999 Mtg., Bd. Dec 201

#### **59.020.9. Board Council on Legislation Advisory Committee**

理事会の規定審議会諮問委員会

The president shall annually appoint a committee of three to five members of the Board to advise the Board on Council matters, including proposed legislation, roles and responsibilities at the Council, and, in the year of the Council, statements of support and opposition for consideration by the Board. In addition, in the year of the Council, a Rotarian experienced in Council matters may be designated by the president to assist the Board with Council procedures and the Board's role at the Council. *(June 2001 Mtg., Bd. Dec. 331)*

会長は、立法案、審議会での役割と責務、審議会の年度には理事会が検討する賛成反対の声明など、審議会に関する事項について理事会へ助言する委員会として、毎年3～5 名の理事を任命するものとする。さらに、審議会の年度には、会長は、審議会で経験豊かなロータリアンを、審議会手続と審議会での理事会の役割を援助するために指名することができる(2001 年6 月理事会会合、決定331 号)。

Source: November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201; *Amended by* November 2000 Mtg., Bd. Dec. 127; June 2001 Mtg., Bd. Dec. 331

#### **59.020.10. Statements of Support and Opposition**

賛成および反対の声明

A club, a district conference, the general council or the conference of RIBI, the Council on Legislation or the Board may provide a statement commenting on any item of legislation (whether enactment or resolution) proposed to a Council on

Legislation. Such statements, which may be in support of, in opposition to or as a comment on proposed legislation, must be limited to one page, that is, one side of a sheet of normal business stationery. Such statements, if submitted to the general secretary no later than two months prior to the opening of the next Council, shall be transmitted by the general secretary to all members of that Council. Where statements of support or opposition are substantially similar, the general secretary shall only transmit to Council members the first received. (*January 2010 Mtg., Bd. Dec. 117*)

クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、規定審議会、理事会は、規定審議会に提出された立法案(制定案も決議案も含む)について声明を出すことができる。このような声明は、立法案に対して賛成、反対または見解を述べるものであり、1 ページつまり通常の業務用便箋の片面1ページ以内に限られている。このような声明は、審議会が開かれる少なくとも2 カ月前までに事務総長へ提出された場合、事務総長によりすべての審議会議員へ回付されるものとする。賛成または反対の声明が実質的類似している場合は、事務総長は審議会に最初に受理されたものを送達するものとする。(2010 年1 月理事会会合、決定117 号)。

Source: February 1995 Mtg., Bd. Dec. 164. *Amended by* February 1999 Mtg., Bd. Dec. 204; November 1999 Mtg., Bd. Dec 201; November 2009 Mtg., Bd. Dec. 36 Rotary Code of Policies January 2016 *E+J* 573

#### **59.020.11. Technical Legislation 専門的知識を要する立法案**

The Constitution and Bylaws Committee shall determine which pieces of legislation shall be considered “technical legislation.” All “technical legislation” shall be placed in one area of the legislation books produced for the Council. The Board shall request some other presenter, such as a member of the Constitution and Bylaws Committee, to move all Board-proposed legislation deemed “technical” in nature. (*March 2005 Mtg., Bd. Dec. 196*)

定款細則委員会は、専門的知識を要する「特殊な立法案」と考えられる立法案はどれかを判断するものとする。「特殊な立法案」はすべて、審議会用に作成される立法案集に一箇所にとまとめて掲載されるものとする。理事会は、専門的な性質を持つとみなされる理事会からの全立法案については、定款細則委員会委員など他の発表者に提議を要請するものとする(2005 年 3 月理事会会合、決定196 号)。

Source: March 1997 Mtg., Bd. Dec. 224; November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201; *Amended by* March 2005 Mtg., Bd. Dec. 196

#### **59.020.12. Similar Legislation 同種の立法案**

Where there are substantially similar items of legislation, the Board - on the advice of the Constitution and Bylaws Committee - shall direct the general secretary to submit to the Council alternate legislation pursuant to RI bylaws section 7.050.1., and to note in the book of proposed legislation that the items of legislation are

substantially similar to the alternate legislation. (*November 2005 Mtg., Bd. Dec. 38*)  
実質的には同種の立法案がある場合、理事会は、定款・細則委員会の勧告に基づき、事務総長に対し、RI 細則第7.050.1 項に従って、代案を審議会に回付し、当該案件の趣旨が代案と実質的に同種のものである旨を立法案集に記載するよう事務総長に指示するものとする(2005 年11 月理事会会合、決定38 号)。

Source: June 2005 Mtg., Bd. Dec. 288

### **59.020.13. Defective Legislation 不完全な立法案**

The Constitution and Bylaws Committee and general secretary should not devote undue time and attention to any proposed legislation that involves fundamental and extensive amendments to the constitutional documents until such time as the proposer has exerted reasonable efforts to draft the proposed legislation so that it is not defective. (*June 2007 Mtg., Bd. Dec. 226*)

定款細則委員会および事務総長は、組織規定文書に根本的または大幅な変更を加える立法案について、提案者が欠陥のない立法案を作成するよう妥当な努力を行うまで、必要以上の時間や関心を向けるべきではない(2007 年6 月理事会会合、決定226 号)。

Source: February 1999 Mtg., Bd. Dec. 200. *Amended by* November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201; June 2007 Mtg., Bd. Dec. 226

### **59.030. Participants 参加者**

#### **59.030.1. Board of Directors 理事会**

A director's primary responsibility is as a member of the Board. *See section 28.005. (November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201)*

理事の主な責務は、理事会のメンバーとしてのものである。第28.005.節を参照のこと(1999 年11 月理事会会合、決定201 号)。

Source: January 1959 Mtg., Bd. Dec. 94

#### ~~59.030.2. Directors=elect and Directors=nominee~~

~~理事エレクトと理事ノミネー~~

~~Directors=elect and directors nominee shall be invited to the Council as observers with expenses to be paid by RI. (*November 2005 Mtg., Bd. Dec. 38*)~~

~~理事エレクトと理事ノミネーは、RI が費用を負担した上で、オブザーバーとして審議会に招待されるものとする(2005 年11 月理事会会合、決定38 号)。~~

~~Source: November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201; *Amended by* June 2005 Mtg., Bd. Dec. 291~~

#### ~~59.030.2. 59.030.3. Council Officers and Members-at-Large~~

~~審議会役員および特別議員~~

~~Council officers (chair, vice chair, and parliamentarian) and the members-at-large, if~~

appointed, shall be announced by the president-elect by January of the year prior to the Council. (*June 2010 Mtg., Bd. Dec. 182*)

任命された審議会役員(議長、副議長、議事運営手続の専門家)および特別議員は、審議会の前年度の1月に会長エレクトによって発表されるものとする(2010年6月理事会会合、決定182号)。

Source: November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201; *Amended by June 2010 Mtg., Bd. Dec. 182*

#### **59.030.3. ~~59.030.4.~~ Council Trainer 審議会トレーナー**

A Council trainer will be appointed for each meeting of the Council on Legislation to provide consistent training for delegates. (*January 2012 Mtg., Bd. Dec. 159*)

協議会のトレーナーは、委任のための一貫性のある教育を提供するために、規定審議会の各会議に任命される。(2012年1月理事会会合、決定159号)

Source: January 2010 Mtg., Bd. Dec. 124

### **59.040. District Representatives 地区代表議員**

#### **59.040.1. Communications Concerning Qualifications of Representatives**

代表議員の資格に関する連絡

The general secretary, through appropriate publications of RI and otherwise, shall call to the attention of governors and clubs the stated duties and qualifications of a representative of clubs in the Council on Legislation, as provided in the RI Bylaws. The importance of clubs electing the most qualified Rotarians as the representatives of such clubs in the Council should be stressed. (*June 1998 Mtg., Bd. Dec. 348*)

事務総長は、RI 細則に定められている通り、規定審議会におけるクラブ代表議員の規定任務と資格について、RI の適切な出版物その他を通じ、ガバナーとクラブの注意を呼びかけるものとする。クラブが最も適格なロータリアンを審議会のクラブ代表議員として選出することの重要性を強調すべきである(1998年6月理事会会合、決定348号)。

Source: January 1976 Mtg., Bd. Dec. 86

#### **59.040.2. Selection of Representatives 代表議員の選出**

Each district is encouraged to select as its representative to the Council the best-qualified eligible Rotarian available for such service who is well-informed about current Rotary policies, procedures and programs. While it is the right of the clubs in each district to elect whom they will, it is stressed that representatives to the Council should be elected on the basis of their ability to carry out the representatives' defined duties and not on the basis of their personal popularity within the district, and that the role of representative should be viewed as a serious and responsible position and not simply a perquisite of having served as governor. (*June 1998 Mtg., Bd. Dec. 348*)

各地区は、ロータリーの現在の方針、手続、プログラムに精通しており、審議会に出席できる最も適格のロータリアンを、審議会代表議員に選ぶよう奨励されている。地区内のクラブは自らの意思で代表議員を選ぶ権利を有する一方、審議会代表議員は、代表議員の規定任務を遂行し得るかどうかによって選ぶのであって、地区内の個人としての評判で選ぶのではない、ということが強調されている。代表議員の役割は、真剣かつ責任ある立場とみなすべきであり、単にガバナー経験者であればよいというわけではない(1998年6月理事会会合、決定348号)。

Source: November 1994 Mtg., Bd. Dec. 58. Amended by March 1997 Mtg., Bd. Dec. 222. See also May-June 1967 Mtg., Bd. Dec. 32; January 1972 Mtg., Bd. Dec. 85(b); October-November 1980 Mtg., Bd. Dec. 75; February 1987 Mtg., Bd. Dec. 259(b); February 1988 Mtg., Bd. Dec. 235

### **59.040.3. Training of District Representatives**

#### 地区代表議員の研修

To ensure full participation in the Council on Legislation proceedings, all district representatives shall participate in online training prior to attending the Council on Legislation. All representatives are also required to attend training provided at the zone institutes in the year of the Council regarding the operation and procedures of the Council. Representatives who do not complete the online training as well as the training at the zone institute shall not be funded by Rotary to attend the Council on Legislation, unless excused by the Council on Legislation chairman. (*May 2014 Mtg., Bd. Dec. 126*)

規定審議会手続きにおける全員参加のため、全ての地区代表は規定審議会に先立ちオンライン研修に参加するものとする。全ての代表には、審議会開催年のゾーン研究会で提供される審議会の業務および手続きに関する研修への参加が要請される。オンライン研修およびゾーン研究会における研修を修了していない代表は、規定審議会議長による許可がない限り、ロータリーによる規定審議会参加のための資金提供を受けないものとする(2014年5月理事会会合、決定126号)。

Source: May 2014 Mtg., Bd. Dec. 126

## **Cross References**

### *31.040.1. Selection of Council Representative in Ballot-By-Mail*

郵便投票による審議会代表議員の選出

### **59.050. Credentials Committee 信任状委員会**

The president is requested to appoint members of the Council on Legislation Credentials Committee at least six months prior to the scheduled convening of the Council and to appoint only members of the Council as members of the Committee. There shall be a **maximum** of six members of the Credentials Committee, in addition to a chair. (*October 2015 Mtg., Bd. Dec. 43*)



会長は、審議会の開催予定日の少なくとも 6 カ月前までに規定審議会信任状委員会を任命し、審議会の議員のみを委員会のメンバーとして任命するよう要請されている。信任状委員会は、委員長に加え、**最大6 名**の委員によって構成されるものとする。(2015 年10 月理事会会合、決定43 号)。

Source: February 1999 Mtg., Bd. Dec. 201. *Amended by* November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201

## **59.055. Sergeants-at-Arms 会場監督**

There should be a minimum of ten sergeants-at-arms at the Council, in addition to the chief sergeant. There should be at least one sergeant for each language for which simultaneous interpretation is provided at the Council. (*May 2014 Mtg., Bd. Dec. 128*)

会場監督主任に加え、少なくとも10 名の会場監督がいるべきである。審議会です同時通訳が提供される各言語ごとに、少なくとも1 名の会場監督がいるべきである(2014 年5 月理事会会合、決定128 号)。

Source: November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201; *Amended by* November 2004 Mtg., Bd. Dec. 99; May 2014 Mtg., Bd. Dec. 128

### **59.055.1. Role of Sergeants-at-Arms at the Council on Legislation**

規定審議会における会場監督の役割

The criteria for selection and responsibilities of the RI sergeant-at-arms leadership for the Council on Legislation is defined in the Manual for the Council on Legislation. (*May 2014 Mtg., Bd. Dec. 128*)

規定審議会における会場監督指導者の選出基準と責務は規定審議会の要覧に定義されている。(2014 年5 月理事会会合、決定128 号)。

Source: June 2001 Mtg., Bd. Dec. 405; *Amended by* January 2012 Mtg., Bd. Dec. 159; May 2014 Mtg., Bd. Dec. 128

## **Cross References**

*61.010. Manuals for Sergeants-at-Arms 会場監督の要覧*

## **59.060. Proceedings and Functions 議事および機能**

### **59.060.1. Scheduling Council Proceedings**

審議会の議事スケジュール

To the extent possible, the days and hours of the meeting should be planned and maintained so that representatives are not called upon to carry out their responsibilities under conditions of excessive fatigue or other discomfort which might reduce the effectiveness with which they represent the clubs in their respective

districts. At a minimum, all Councils should be scheduled to allow for five full days to consider proposed legislation. *(June 1998 Mtg., Bd. Dec. 348)*

可能な範囲内で、会合の日時をあらかじめ計画し、維持することで、代表議員が自地区のクラブを代表する上で効率を下げるような過度の疲労やその他の不快な状況下で責務を遂行しなければならないというようなことがないようにすべきである。すべての審議会は、立法案を審議するために少なくとも丸5 日間のスケジュールが組まれるべきである(1998 年6 月理事会会合、決定348 号)。

Source: May-June 1982 Mtg., Bd. Dec. 21. *Amended by* November 1999 Mtg., Bd. Dec 201

### **59.060.2. Debate Procedures at Council**

審議会における討議の手続

The Council chair and officials should arrange that matters of importance be given adequate time for debate in the Council's sessions. As feasible, debate should alternate between those supporting and those opposing the motion before the Council. *(June 1998 Mtg., Bd. Dec. 348)*

審議会議長および役員は、重要な問題には審議会会議での討議のために十分な時間が与えられるよう手配すべきである。可能な限り、審議会の前に提案を支持する側と反対する側で討議が交わされるべきである(1998 年 6 月理事会会合、決定 348 号)。

Source: February-March 1987 Mtg., Bd. Dec. 257

### **59.060.3. Council on Legislation Rules of Procedure**

規定審議会の手続規則

The Rules of Procedure of the Council on Legislation shall be published in the *Manual of Procedure* exactly as adopted by the previous Council, modified only as necessary to be consistent with the changes to the constitutional documents made by the Council. If any such modifications are necessary, a notation as to the necessary changes should be included. The Rules of Procedure, as recommended by the Council Operations Committee in accordance with RI bylaws section 8.130.1., shall be sent to members of the Council two months prior to the Council. *(November 2005 Mtg., Bd. Dec. 38)*

規定審議会の手続規則は、前回の審議会にて採択された通り忠実に「手続要覧」に掲載されるものとし、修正は、審議会による組織規定文書への変更と首尾一貫したものするために必要な場合のみに限られる。万一、そのような修正が必要な場合は、その変更箇所についての注釈が含められるべきである。RI細則の第8.130.1項に従って審議会運営委員会が推奨した手続規則は、審議会の2カ月前に審議会議員に送付されるものとする(2005 年11 月理事会会合、決定38 号)。

Source: February 1999 Mtg., Bd. Dec. 207; June 2005 Mtg., Bd. Dec. 289

### **59.060.4. Electronic Vote Counting at Council**

審議会における電子投票の集計

The general secretary should implement electronic voting at all Councils where it can be obtained at a reasonable cost. (*June 1998 Mtg., Bd. Dec. 348*)

事務総長は、妥当な費用で利用可能な場合はいつでも、審議会に電子投票システムを導入するものとする(1998年6月理事会会合、決定348号)。

Source: June 1996 Mtg., Bd. Dec. 279

#### **59.060.5. Pre-Council Workshop 審議会前のワークショップ**

The Council leadership shall plan for a workshop for Council members on the afternoon prior to the convening of the Council. (*November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201*)

審議会の指導者は、審議会開会前の午後に審議会議員のためのワークショップを計画するものとする(1999年11月理事会会合、決定201号)。

Source: June 1996 Mtg., Bd. Dec. 277; November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201

#### **59.060.6. Fellowship Activities During the Council**

審議会中の親睦活動

An informal arrival reception for members of the Council may be held on the evening prior to the convening of the Council. A fellowship dinner may be held during the Council meeting—preferably on the evening of the second day of the Council. (*June 2010 Mtg., Bd. Dec. 204*)

審議会開会前の夜に、審議会議員のための非公式な到着レセプションが開かれるものとする。審議会会期中(審議会2日目の晩が望ましい)に親睦晩餐会が開くことができる(2010年6月理事会会合、決定204号)。

Source: June 1996 Mtg., Bd. Dec. 276; *Amended by* June 2010 Mtg., Bd. Dec. 204

#### **59.060.7. Simultaneous Interpretation/Language Support**

同時通訳／言語支援

The Council shall be conducted in English, with simultaneous interpretation provided during plenary sessions in Chinese, French, Japanese, Korean, Portuguese, and Spanish. The general secretary, with the concurrence of the president, may choose other languages for simultaneous interpretation. (*January 2015 Mtg., Bd. Dec. 142*)

審議会は英語で実施され、本会議中は中国語、フランス語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語による同時通訳が提供されるものとする。事務総長は、会長の同意を得た上で、同時通訳にその他の言語を選ぶことができる(2015年1月理事会会合、決定142号)。

Source: November 2002 Mtg., Bd. Dec. 112; February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221;

*Amended by* January 2015 Mtg., Bd. Dec. 142

#### **59.060.8. Assistance from Local Rotarians**

地元のロータリアンによる援助

The Council on Legislation does not operate with the assistance of a host

organization. It is recommended, however, that the Council chair and Council Operations Committee review whether assistance could be rendered by Rotarians residing or working near the site. (*January 2012 Mtg., Bd. Dec. 159*)

規定審議会は、ホスト組織の援助を得て運営されるものではない。しかし、審議会議長および審議会運営委員会は、会場近隣に居住または勤務するロータリアンからの援助を得られるかどうかを検討するよう奨励されている(2012 年1 月理事会会合、決定 159 号)。

Source: February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221

#### **59.060.9. Official Participant Seating 公式参加者の指定席**

At the Council on Legislation, the representatives will be seated in the sections closest to the presenter, accommodating all representatives before other official participants are seated. The Council chair has the authority to make appropriate operational changes to the Council seating assignments as needed. (*May 2011 Mtg., Bd. Dec. 182*)

規定審議会では、代表議員が発表者に最も近い場所に着席し、代表議員の席はすべて、ほかの公式参加者の座席よりも前に用意される。審議会議長は、必要な場合、協議会の座席指定に運営上適切な変更を加える権限を有する(2011 年1 月理事会会合、決定 182 号)。

Source: November 2007 Mtg., Bd. Dec. 87; *Amended by* May 2011 Mtg., Bd. Dec. 182

#### **59.070. Finances 財務**

The general secretary shall prepare a budget for each Council for review by the Board. In preparing such budget, the general secretary shall take into consideration paid attendance and reimbursable expenses. (*February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221*)

事務総長は、審議会の予算を作成し、理事会の審査を受けるものとする。このような予算を作成するにあたり、事務総長は、経費が支払われる出席者と経費の対象項目を考慮に入れるものとする(2003 年2 月理事会会合、決定221 号)。

Source: February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221

##### **59.070.1. Expenses of Representatives 代表議員の経費**

RI shall provide representatives reimbursement for the following expenses:

RI は、すべての代表議員に対し以下の経費を支払うものとする。

1. Round-trip airfare 往復の航空運賃
2. Room and meals 宿泊料および食費
3. Inoculations up to a maximum of US\$150  
米貨 150 ドルまでの予防接種費用
4. Necessary visa expenses 必要なビザの費用
5. Representatives' forced overnight or extended travel delay expenses of 10 hours or more 止むを得ない宿泊または10 時間以上の遅延のために代表議員にかかった費用

Representatives who do not complete online training prior to attending the Council and who do not attend training provided at the zone institute in the year of the Council shall not be funded by Rotary to attend the Council and shall be responsible for the aforementioned expenses, unless excused by the Council chairman, as stated in Rotary Code section 59.040.3.

審議会参加に先立ちオンライン研修を修了していない代表および審議会開催年のゾーン研究会で提供される研修を修了していない代表は、ロータリーによる審議会参加のための資金提供を受けないものとし、ロータリー章典59.040.3 項に定める通り、審議会議長による許可がない限り、前述の費用を負担するものとする。

The general secretary shall set the day and time for the major arrival date for representatives. The general secretary shall take into consideration registration, any pre-Council workshop, and any other relevant factors when setting the date and time. The general secretary has the discretion to apply these guidelines in a fair and reasonable manner. (*May 2014 Mtg., Bd. Dec. 126*)

事務総長は、代表議員の主な到着日時を設定するものとする。事務総長は日時を設定する際に、登録、審議会前ワークショップその他の要素を考慮に入れるものとする。事務総長は、公正かつ適当な方法でこうした指針を適用する裁量権を持つ(2014 年5 月理事会会合、決定126 号)。

Source: November 1997 Mtg., Bd. Dec. 202; February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221; May 2014 Mtg., Bd. Dec. 126.

*Affirmed by* November 1999 Mtg., Bd. Dec 198

## **59.070.2. Expenses of Non-voting Members**

投票権を有しない議員の経費

RI shall pay the travel, lodging and meal expenses in attending the Council for the following members:

RI は、以下のメンバーが審議会へ出席する際に、旅行、宿泊、食費の経費を支払うものとする。

(a) The president, president-elect, other directors, and the general secretary

会長、会長エレクト、その他の理事、事務総長

(b) Past presidents of RI, except those whose expenses are paid from The Rotary Foundation funds

RI 元会長、ただし、ロータリー財団資金から経費が支払われる者を除く

(c) Chair, vice-chair and parliamentarian of the Council

審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家

(d) Constitution and Bylaws Committee as members of the Council Operations Committee 審議会運営委員会のメンバーとしての定款細則委員会

(e) Trustee representative 管理委員会代表

(f) Up to three members-at-large. (*February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221*)

3 名までの特別議員(2003 年2 月理事会会合、決定221 号)

Source: February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221

### **59.070.3. Expenses of Observers, COL Participants, and Staff**

オブザーバー、COL 参加者、および職員の経費

RI shall pay the travel, lodging and meal expenses in attending the Council for the following additional persons:

RI は、以下の追加の人物が審議会へ出席する際に、旅費、宿泊費、食費を支払うものとする。

(a) Directors-elect (including president-nominee)

理事エレクト(会長ノミネーを含む)

(b) Directors-nominee 理事ノミネー

(c) Sergeants-at-arms 会場監督

(d) Council trainer 審議会トレーナー

(e) Member of the Constitution and Bylaws Committee whose term of office commences on 1 July following the Council

審議会後の 7 月 1 日に就任する定款細則委員会の委員

(f) Aide to the president (if needed) 会長エイド(必要な場合)

(g) Such members of the Secretariat staff as the general secretary may deem necessary for service at the Council, within the provisions therefor in the budget.

*(May 2014 Mtg., Bd. Dec. 128)*

事務総長が、予算の規定内で、審議会での業務を必要であると判断した事務局職員(2014 年 5 月理事会会合、決定128 号)

Source: February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221; *Amended by* November 2004 Mtg., Bd. Dec. 99; June 2005 Mtg., Bd. Dec. 291; February 2007 Mtg., Bd. Dec. 139; June 2007 Mtg., Bd. Dec. 226; June 2008 Mtg., Bd. Dec. 227; June 2009 Mtg., Bd. Dec. 276; June 2010 Mtg., Bd. Dec. 182; May 2014 Mtg., Bd. Dec. 128

### **59.070.4. Expenses of Incoming Members of the Constitution and Bylaws Committee to Attend Council and Committee Meetings**

定款細則委員会の次期委員が審議会および委員会会合に出席する際の経費

RI shall pay the following travel, lodging and meal expenses related to the holding of the Council:

RI は、審議会開催に関連する以下の旅費、宿泊費、食費を支払うものとする。

(a) The incoming member of the Constitution and Bylaws Committee whose term of office commences on 1 July in the year of the Council shall be invited to attend as an observer at the last meeting of such committee prior to the 1 July appointment. Such attendance will be at RI expense.

審議会年度の 7 月 1 日に就任する次期定款細則委員会委員は、7 月日就任前の同委員会の最後の会合にオブザーバーとして出席することが奨励されるものとする。その場合の出席の経費は RI が負担する。

(b) The member of the Constitution and Bylaws Committee whose term of office shall commence immediately following the year of the Council shall be invited to attend both the pre- and post- Council Operations Committee meetings, and the Council as an observer at RI expense. *(November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201)*  
審議会年度の直後に就任する定款細則委員会委員は、RI が経費を負担の上、審議会前後の審議会運営委員会会合および審議会にオブザーバーとして出席することが奨励されるものとする(1999 年11 月理事会会合、決定201 号)。

Source: February 1988 Mtg., Bd. Dec. 236. *Amended by* November 1999 Mtg., Bd. Dec 201

#### **59.070.5. Expenses of Sergeants-At-Arms at the Council on Legislation**

規定審議会における会場監督の経費

The expenses of sergeants-at-arms at the Council on Legislation shall be paid by RI in accordance with the RI Travel Policy.

規定審議会における会場監督の経費は、RI旅行方針に従いRIが支払うものとする。

The Council on Legislation sergeants-at-arms budget shall include the expenses of: 規定審議会の会場監督の予算には、以下のための経費を含むものとする。

- a) one chief sergeant-at-arms; 会場監督主任 1 名
- b) a minimum of ten sergeants-at-arms 会場監督最低10 名

While serving in the capacity as a sergeant-at-arms, covered expenses should be the same as the representatives to the Council. *(June 2008 Mtg., Bd. Dec. 227)*  
会場監督として任務を遂行する間は、審議会の代表議員と同じ経費が支払われるべきである(2008 年6月理事会会合、決定227 号)。

Source: June 2001 Mtg., Bd. Dec. 405; *Amended by* February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221; November 2004 Mtg., Bd. Dec. 99

#### **59.080. Support Staff 職員の支援**

In order to assure the effective functioning of the Council on Legislation, the general secretary should be afforded discretion in determining the number of staff to be present at the Council and in requisitioning adequate support equipment to be available for the use of staff at the Council. *(February 1999 Mtg., Bd. Dec, 206)*  
規定審議会の効果的な運営を確実にするために、審議会に出席する職員数の決定および審議会職員が使用するのに十分な支援設備の要請については、事務総長に決定権が与えられるべきである(1999 年2 月理事会会合、決定206 号)。

Source: February 1999 Mtg., Bd. Dec. 206

#### **59.090. Responsibilities of the General Secretary**

事務総長の責務

The general secretary shall oversee various responsibilities as detailed in the *Manual for the Council on Legislation*. (January 2012 Mtg., Bd. Dec. 159)

事務総長は、規定審議会の要覧に詳しく述べられているさまざまな責務を監督するものとする。(2012 年1 月理事会会合、決定159 号)。

Source: February 2003 Mtg., Bd. Dec. 221; Amended by January 2012 Mtg., Bd. Dec. 159

## Cross References

*31.040.2. Examining Proposed Legislation* 立法案の審査

Rotary Code of Policies

January 2016 E+J 582

## **59.100. Post-Council Activities** 審議会後の活動

### **59.100.1. Club Review of Council Action**

クラブによる審議会決定の検討

As part of the legislative process of RI, clubs are free to contact other clubs to discuss the action of the Council on items of proposed legislation. (*June 1998 Mtg., Bd. Dec. 348*)

クラブは、RI の立法手続の一部として、立法案に対する審議会の決定について話し合うために自由に他のクラブと連絡を取ることができる(1998 年6 月理事会会合、決定348 号)。

Source: May-June 1976 Mtg., Bd. Dec. 238

### **59.100.2. Post-Council Distribution of Documents**

審議会後の書類配布

The revised English Constitutional Documents should be mailed to all districts within two months of the adjournment of the Council. (*November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201*)

改正された英語の組織規定文書は、審議会閉会后2 カ月以内にすべての地区へ郵送されるべきである(1999 年11 月理事会会合、決定201 号)。

Source: November 1999 Mtg., Bd. Dec. 201

## Cross References

*49.040. Manual of Procedure* 手続要覧